

8月は人権尊重社会をめざす県民運動強調月間

人権に関する現状

「自分自身または周辺の人の
人権が侵害された」と感じたことがある

28.5%

(R2.埼玉県)

様々な人権問題

インターネットによる誹謗中傷

国が処理したインターネット上の
人権侵犯事件数

1,588件

10年で
2倍以上

(R3.法務省)

DV

配偶者等から
暴力被害経験がある

20.9%

(R2.埼玉県)

その他の人権問題

同和問題

障害のある方への差別
外国人に対する偏見

など

LGBTQに対する差別や偏見

死ねたらと思った、
また自死の可能性を考えた

65.8%

(R2.埼玉県)

人権尊重社会をめざす県民運動

目的

すべての県民がお互いの人権を
尊重しながら共に生きる社会の実現



年間を通じた啓発活動

各種人権啓発研修、専門講師派遣、
啓発冊子配布等

集中的な啓発活動

**毎年8月に、県民運動強調月間として
啓発イベントを実施**

県民運動強調月間における主な取組

ヒューマンフェスタ オンラインの開催

テーマ

女性も男性もLGBTQも
誰もがいきいきと活躍できる社会をめざして

期間 8月1日（月）～9月30日（金）

内容

- ・ユージさん、新内眞衣さんによる
メッセージ動画
- ・人権を楽しく学べるクイズチャレンジ
- ・人権ライブラリー など



ヒューマンフェスタオンライン



ユージさん



新内眞衣さん

人権啓発動画の放映

テーマ

STOP！ネット上の誹謗中傷

放映期間 8月1日（月）～8月31日（水）

放映場所 大宮駅東口大型ビジョン

※県Twitter（サイタマ人権ポータル）、
県YouTube（サイタマどうが）でも配信

内容

- ・大宮アルディージャVENTUSの
選手によるメッセージ動画



©1998 N.O.ARDIA



新規

人権に関する相談事業の開始

DVお悩みチャット@埼玉

対象 DV被害を受けている方及び
その周りの方など
(県内在住、通学及び在勤)

相談方法 ウェブチャット

受付日時 日曜・水曜・金曜(年末年始を除く)
午後3時～午後8時30分

8月3日(水)～開始



女性に対する暴力根絶のシンボル
「パープルリボン」

「にじいろ県民相談」埼玉県LGBTQ県民相談

対象 性的指向・性自認に関する悩みが
ある方及びその周りの方など
(県内在住、通学及び在勤)

相談方法 電話・LINE

受付日時 土曜(年末年始を除く)
午後6時～午後10時

8月6日(土)～開始



コバトン&さいたまっち
ALLY ver

人権尊重を目指す条例の施行

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

主な内容

差別的取扱い等の禁止（第4条）

- ・性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱い
- ・性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止すること
- ・正当な理由なくアウティングすること

県民、事業者の責務（第7条・第8条）

- ・県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策への協力



埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

主な内容

部落差別の禁止（第3条）

- ・図書、地図その他資料の公表
- ・インターネットの利用による情報の提供
- ・結婚又は就職に際しての身元調査
- ・土地建物等の調査、その他の行為

県民、事業者の責務（第5条・第6条）

- ・県が実施する部落差別の解消に関する施策への協力



この夏は埼玉の川へ遊びに行こう！

川の国埼玉について

利根川（加須市）



埼玉大橋からの日の出

荒川（長瀬町）



ライン下り・ラフティング

日本一

荒川（鴻巣市・吉見町）



川幅（堤防間の距離）

2,537m

荒川（鴻巣市～吉見町間）
東京スカイツリー4つ分の長さ

県土に占める河川の面積割合 3.9%

全国第2位

- ・河川面積 **150km²**
- ・山手線の内側の
約2.4倍



この夏は埼玉の川へ遊びに行こう！

河川空間の魅力アップ

河川の民間活用
日本一

県内19か所

平成25年度から「河川空間のオープン化」を進める 水辺空間とことん活用プロジェクト

- ◆ 平成23年4月の国の規制緩和を活用
- ◆ 民間事業者による河川敷地の商業利用が可能

令和3年度から「水辺空間とことん活用PJ」を進化 水辺deベンチャーチャレンジ

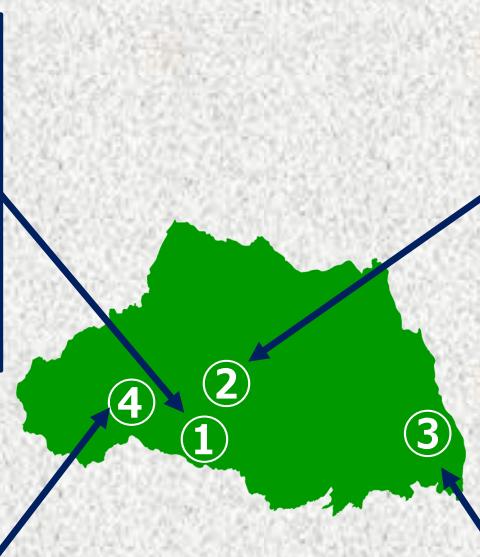
- ◆ 利活用の企画段階から民間事業者等が参画
 - ◆ 利活用内容に応じた水辺空間整備を県が実施
- ⇒オーダーメイドの水辺空間づくりで更なる利活用を推進

～水辺空間とことん活用プロジェクト実施箇所～



この夏は埼玉の川へ遊びに行こう！

おすすめ！川遊びクールスポット



この夏は埼玉の川へ遊びに行こう！

おすすめ！川遊びクールスポット①

弁天河原河川広場（飯能市）

清流に臨むバーベキュー場



入間川（飯能市）
／名栗弁天河原河川広場

カヌー体験「名栗カヌー工房」



有間川（飯能市）
／有間ダム



さわらびの湯



有間ダムカレー

この夏は埼玉の川へ遊びに行こう！

おすすめ！川遊びクールスポット② 木のむらキャンプ場（ときがわ町）

マイナスイオンたっぷりのキャンプ場



エメラルドの神秘的な渓谷



木のむらキャンプ場

この夏は埼玉の川へ遊びに行こう！

おすすめ！川遊びクールスポット③

大相模調節池（越谷市）

レイクタウンの水辺の進化が始まる



この夏は埼玉の川へ遊びに行こう！

おすすめ！川遊びクールスポット④ 秩父ジオグラビティパーク（秩父市）

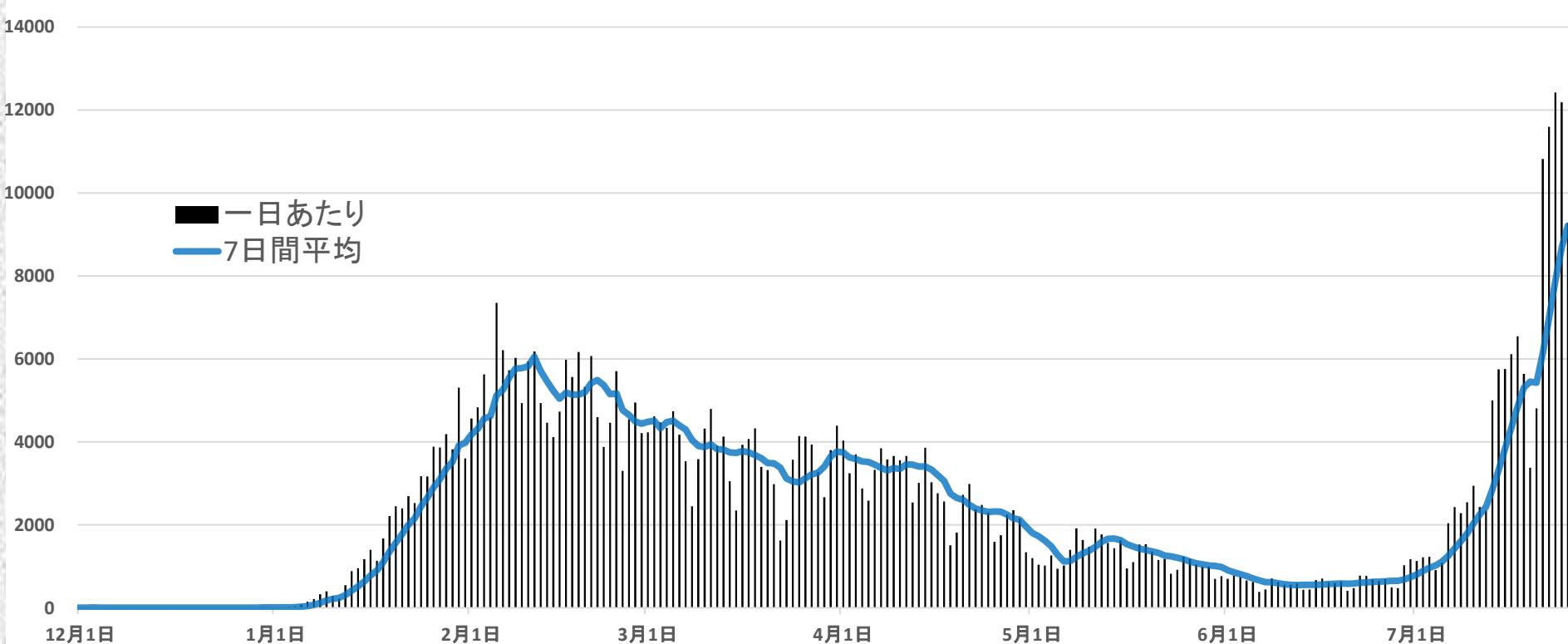
吊り橋から決死のダイビング



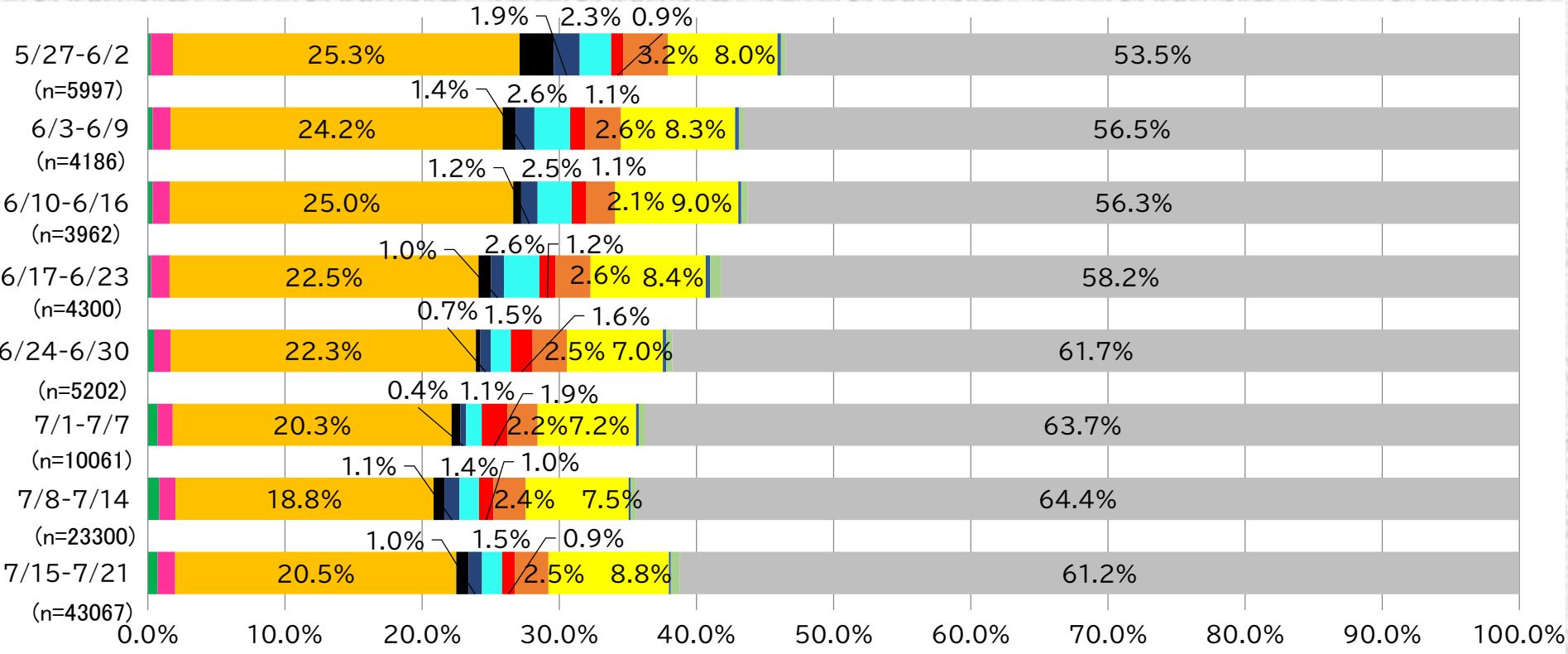
肝まで冷える!?巨大ブランコ



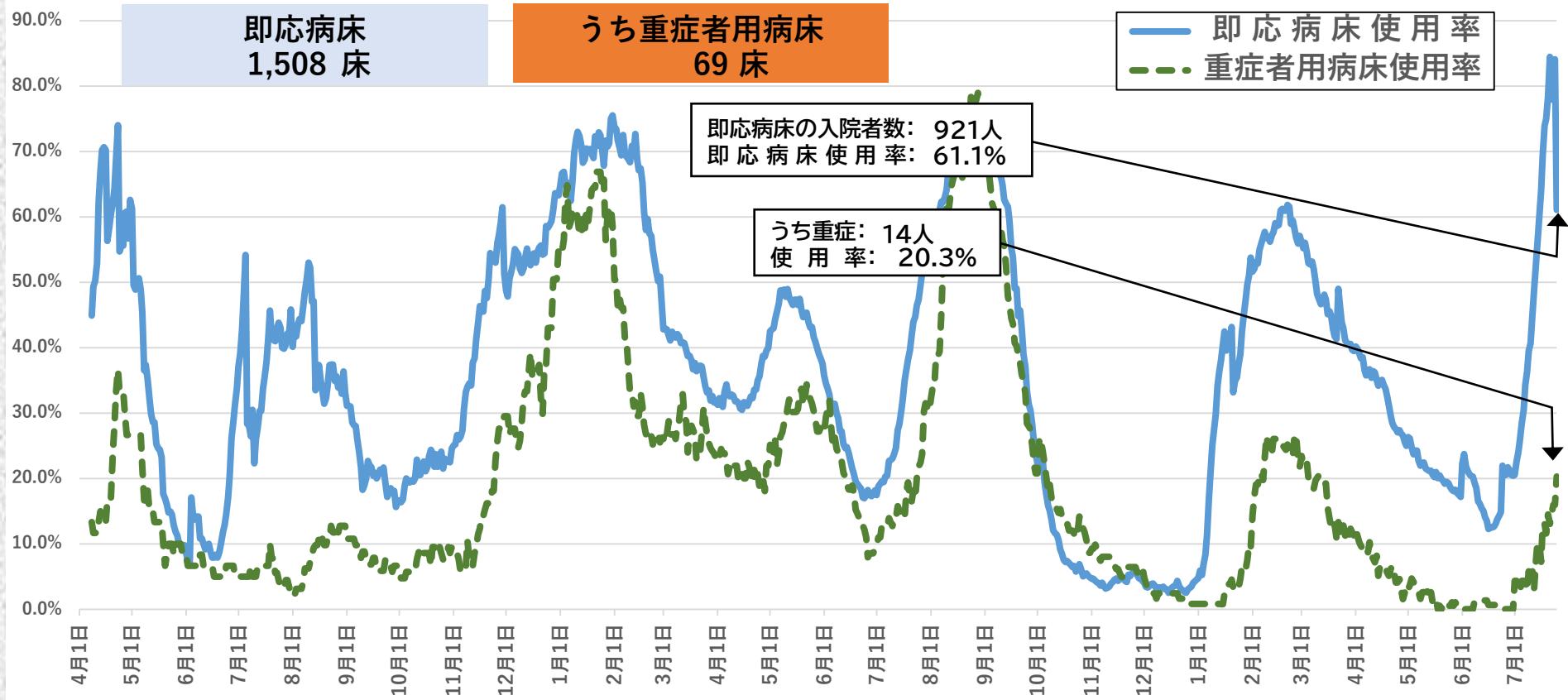
陽性者数の推移（日別）（2021.12.1～）



感染経路推移(発表日ベース)【構成比】



感染急拡大に対応する検査・保健・医療提供体制について①



感染急増に伴う発熱時等の検査・診療・入院に係る緊急体制整備

① 7/15 診療・検査医療機関増加の取組

埼玉県医師会長と知事の連名で未指定の医療機関に手上げを依頼 ⇒ 16 医療機関の申請（1, 507 医療機関）

② 7/15 診療・検査医療機関の体制拡充

上記と同様に、指定済医療機関に診療・検査体制の拡充について依頼 ⇒ 384 機関が予約枠の拡大等が可能と回答

③ 7/17 検査キット陽性者の相談窓口設置

スマートフォンによるオンライン診療を活用

④ 7/20 電子申請による検査キットの送付

有症状者（50歳未満で基礎疾患などを持たない方）がすぐに受診できない場合に検査キットを申し込み、自己検査

⑤ 7/25 確保病床の増強

940床（フェーズII） → 1,508床（フェーズIV）

新 7/25 診療・検査医療機関によるオンライン診療開始

検査キット陽性者の確定診断をオンラインで行う診療・検査医療機関を7/22に募集 ⇒ 14 医療機関の申請

新 日曜日・祝日等の診療・検査体制の強化

日曜日・祝日等、休診が多い日に臨時的に診療を行う診療・検査医療機関を募集・公表

発熱時の診療・検査体制について

診療・検査医療機関検索システムで発熱時に受診可能な医療機関を検索できます！

発熱等で
お困りの方

検索



電話

検索システムを
利用できない方



指定 診療・検査医療機関 検索システム

システムで医療機関を検索し、予約の上 受診

埼玉県診療・検査医療機関



受診

埼玉県指定 診療・検査医療機関



案内

埼玉県受診・相談センター（9:00～17:30）

☎048-762-8026

※「受診すべきか迷っている」等の相談にも対応

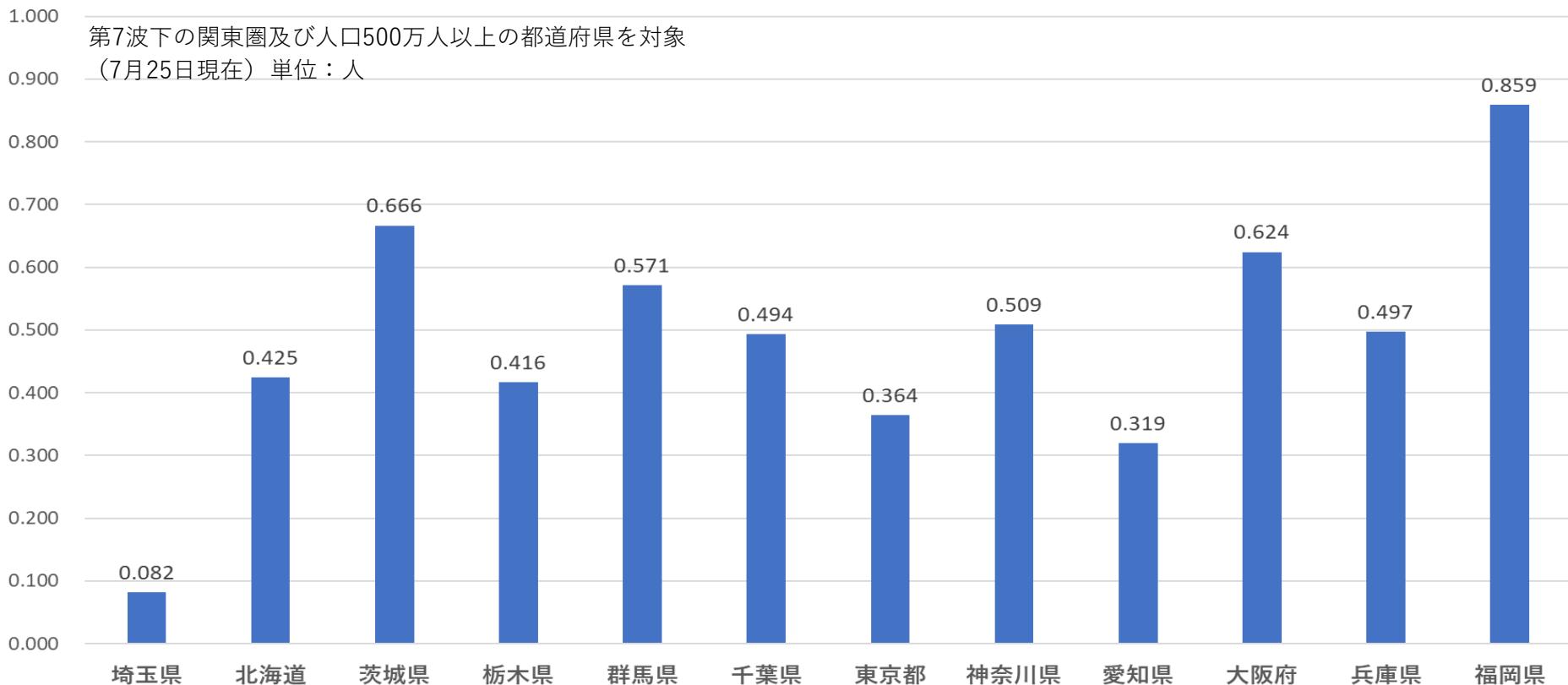
新型コロナウィルス感染症 県民サポートセンター（24時間受付）

☎0570-783-770

受診時の注意事項

- ・受診の際は、必ずマスクを着用する
- ・医療機関の指示事項を守る
- ・公共交通機関の利用は控える

人口10万人当たりの死者数（7月1日～）



県民の皆様へのお願い

大切な人を守るため、「三つの密」の回避など、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。

- 外出する場合には、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避ける
- 感染不安の方、帰省や旅行を予定の方は、無料検査を利用
帰省時等に高齢者や基礎疾患のある人と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認
- 移動先では感染リスクの高い行動を控える
- 体調がすぐれない場合は外出を控える
- 熱中症に注意しながら、こまめな換気と適切なマスクの着用を
- 飲食等については、
「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証店の利用を



事業者の皆様へのお願い①

職場でのお願い

- ◆ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人ととの接触を低減させる取組を推進
- ◆ オフィス等における密度の緩和を推進

施設管理者等へのお願い

- ◆ これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」を避けることが難しい施設については、徹底した感染防止対策を
- ◆ 換気扇の常時稼働や窓開けを頻繁に行うなど、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を実施

事業者の皆様へのお願い②

商業施設・集客施設へのお願い

特措法施行令第11条第1項に規定する施設（※）では
以下の感染対策を実施

- ◆ 入場者が密集しないよう整理・誘導
- ◆ 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ

- （※） ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号）
◇ 展示場等（第6号）
◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）（第7号）
※ 物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など
◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）
◇ 運動施設又は遊技場（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号）
◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。）（第11号）
◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）